

STANLEY

2023

グリーン調達ガイドライン

(第 16 版)



スタンレー電気株式会社
STANLEY ELECTRIC CO., LTD.
スタンレーグループ

一目 次一

はじめに.....	1
1. 適用範囲.....	2
2. 当社の環境保護活動について.....	2
1) 環境宣言.....	2
2) 環境基本理念.....	2
3) 環境方針.....	2
3. お取引先様へのお願い事項.....	3~8
1) 当社の環境目標および要求事項へのご理解、ご協力のお願い.....	3
2) 環境マネジメントシステム（EMS）構築のお願い.....	3~6
3) 温室効果ガス（GHG）排出量の把握・削減の取り組み推進のお願い.....	6~7
4) 廃棄物発生量、水使用量削減の取り組み推進のお願い.....	7
5) 資源循環の取り組み推進のお願い.....	7
6) その他のお願い事項.....	7~8
4. 製品化学物質管理の徹底のお願い.....	8
5. 改定履歴.....	9~10

はじめに

近年、地球温暖化や資源の枯渇、製品中への有害物質含有問題、生態系破壊など、地球環境問題は拡大をしており、企業が果たす役割はますます重要になってきております。

スタンレーグループ（以降、当社と記す）は、これらの問題を経営上の重要課題として位置づけ、地球の持つ豊かな自然を次世代に引き継いでいくために、一人ひとりの力、組織の力を結集し、環境への取り組みを強化、推進しています。

また、環境保護活動では原材料の調達から製造、販売、使用、廃棄・リサイクルにいたる製品のライフサイクル全体での環境負荷の低減が必要であり、個々の企業取り組みだけでは十分とはいえません。

そこで当社では、お取引様との相互協力により、購買政策の一環である、環境にやさしい資材の調達を進め、環境負荷や環境リスクの低減を共に図っていく所存ですので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

スタンレー電気株式会社

環境担当

担当取締役 大木 聰

購買担当

担当取締役 留岡 達明

1. 適用範囲

本ガイドラインは、当社が調達する全ての製品・部品・材料・備品設備、日用品、運送サービス等、それらを納品する取引先に適用します。
(化学物質の適用範囲は、「スタンレー製品化学物質管理基準書」を参照ください)

2. 当社の環境保護活動について

当社は、環境保護活動へ積極的に取り組むために「環境宣言」「環境基本理念」「環境方針」を制定し発表しています。

1) 環境宣言

私たちは地球に優しい企業を目指して環境に影響を及ぼす物質を「使わない、出さない、捨てる」の実現に向けて環境保全活動に積極的に取り組みます。

2) 環境基本理念

スタンレーブループは、かけがえのない地球とその生態系の豊かな恵みを、健全な状態で次世代に引き継ぐため、全ての企業活動を通じて環境に与える負荷を最小限にし、”豊かな価値の創造と環境との調和”を実現します。

3) 環境方針

私たちは、「環境基本理念」に基づき、自動車機器事業・コンポーネンツ事業・電子応用製品事業を主とする企業活動において、一人ひとりの環境保護への取組に対する役割と責任を認識して行動します。

- (1) スタンレーブループの活動・製品及びサービスの各領域において、ライフサイクル全体で環境目標を設定し、グローバルで汚染の予防、気候変動の緩和及び持続可能な資源の利用を含む環境保護を推進します。
- (2) 各国・地域の環境に関する法規制及びスタンレーブループが同意するその他の要求事項を順守し、必要に応じて自主基準を設定して管理を行います。
- (3) 環境パフォーマンスを向上させるため、環境マネジメントシステムの継続的改善を行います。
- (4) 環境教育・広報活動を実施し、全従業員及びスタンレーブループのために働く全ての人々に環境基本理念・環境方針の理解と環境に関する意識向上を図るとともに、取引先にも周知して理解と協力を要請します。
- (5) 環境基本理念・環境方針は、一般の人々が入手できるようにします。
また、環境保全活動状況は、社外の要求に応じて開示し、地域社会とのコミュニケーションを図ります。
- (6) 行政機関、地域や関係団体等と連携し、地域社会の環境保全活動に積極的に参画します。

3. お取引先様へのお願い事項

1) 当社の環境目標および要求事項へのご理解、ご協力のお願い

当社の環境基本理念、環境方針を受けて、環境目標および要求事項等について文書を発行し、お取引先様の経営者または責任者の方に通知いたします。
内容を充分ご理解いただき、目標達成のためにご協力ください。

2) 環境マネジメントシステム（EMS）構築のお願い

(1) お取引先様は環境マネジメントシステム（以降、EMSと記す）構築と維持向上のため ISO14001または、それに準ずる外部認証取得もしくはスタンレーEMS評価を受診いただき、エコパートナーの認定取得をお願いします。エコパートナー認定取得要領は以下の通りです。

《エコパートナー認定取得要領》

新規お取引開始時は、図1「環境保護活動区分選択ステップ」に基づき「環境保護活動区分」A、B、Cのいずれかを選択し「環境保護活動区分申請書および認証取得に関するアンケート」をご提出いただきます。以下、区別の要領に従いエコパートナーの認定取得をお願いします。なお、エコパートナーとして認定できない場合は、お取引を検討させていただきます。（図2「環境マネジメントシステム展開フロー（エコパートナー認定の流れ）」を参照）

① 「区分A」

・ISO14001、EMAS(Eco-Management Audit Scheme)または、当該国の政府機関（環境関連省庁）が認定または推奨している第三者認証規格（※1）（以下第三者認証認証規格という）の認証を取得しているお取引先様は、第三者認証規格の登録書および付属書のコピーまたは認証取得を証明する書類の提出をお願いします。有効期限満了の際には再提出をお願いします。

※1：国内については、認定する第三者認証規格をISO14001、エコアクション21、エコステージ、KES（協働活動組織を含む）、EMAS(Eco-Management Audit Scheme)、グリーン経営認証（対象は運送会社に限る）といたします。

・ISO14001、EMAS(Eco-Management Audit Scheme)または、当該国の政府機関（環境関連省庁）が認定または推奨している第三者認証規格の認証を1年以内に計画しているお取引先様は、認証取得機関との契約書の写しまたは社印を押印した取得計画書の提出をお願いします。なお、認証取得時には登録証および付属書のコピーまたは認証取得を証明する書類の提出をお願いします。

② 「区分B」

・当社より環境マネジメントシステム評価（以降、EMS評価と記す）を受審していただきます。
・EMS評価受審決定後、「EMS評価シート」または「取引先環境調査表」を送付いたします。
・お取引先様にて自己評価を実施していただき、ご提出いただきます。

- ・EMS評価の結果、不適合となった場合は、是正処置の実施要請をさせていただきますので、是正結果を反映した「EMS評価シート」または「取引先環境調査表」の提出をお願いいたします。
- ・評価の結果に基づきエコパートナーとして登録いたします。

③ 「区分C」

- ・商社機能のお取引先様は、当社に納入する物品の製造メーカーのISO14001、EMAS(Eco-Management Audit Scheme)または、当該国の政府機関（環境関連省庁）が認定または推奨している第三者認証規格の認証取得状況の調査を実施し、「認証機関の登録書および付属書のコピーまたは認証取得を証明する書類」または「お取引先環境調査表」を回収、商社様ご自身の「認証機関の登録書および付属書のコピーまたは認証取得を証明する書類」または「お取引先環境調査表」と合わせてご提出をお願いします。

『図1 環境保護活動区分選択ステップ』

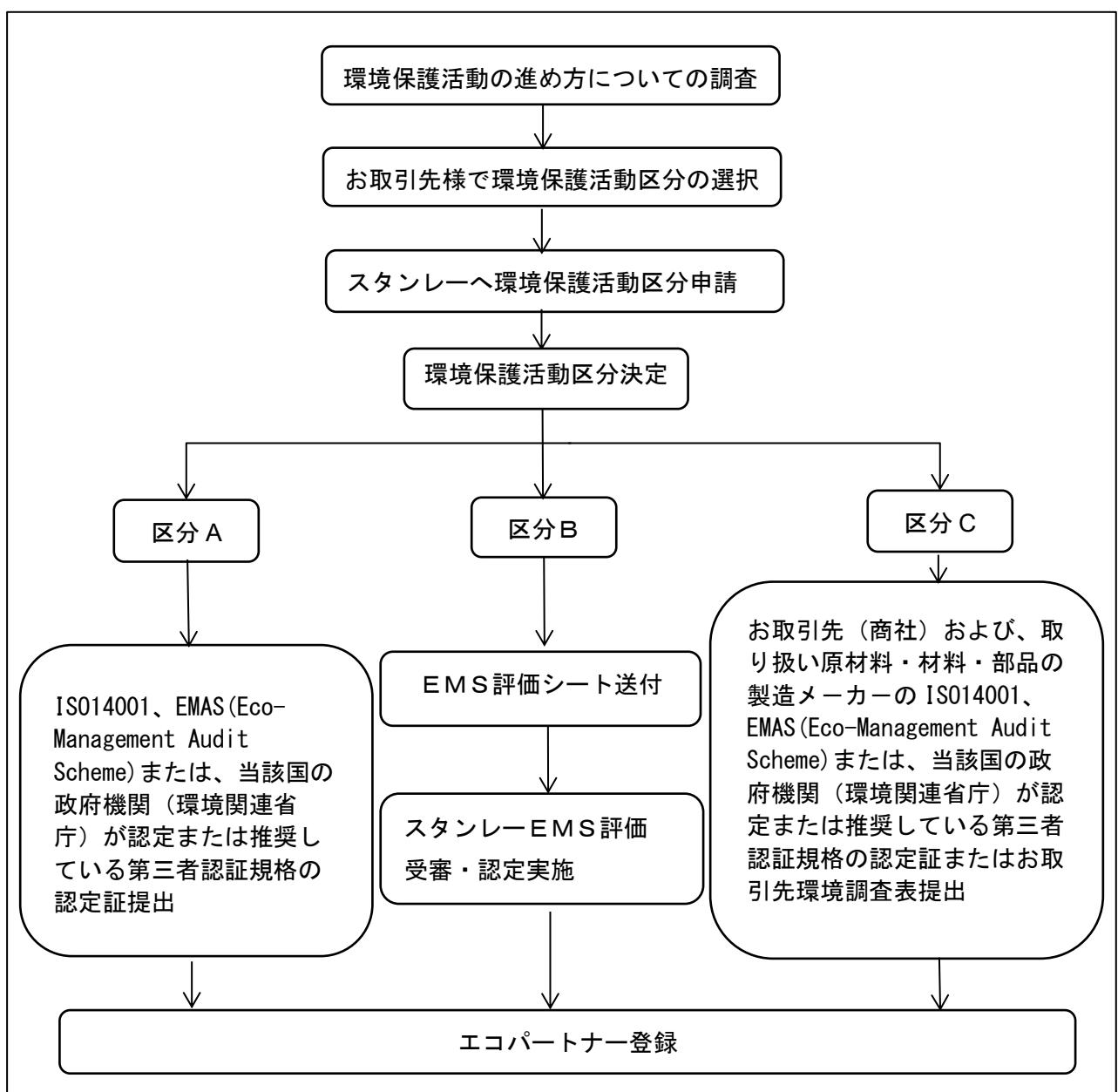
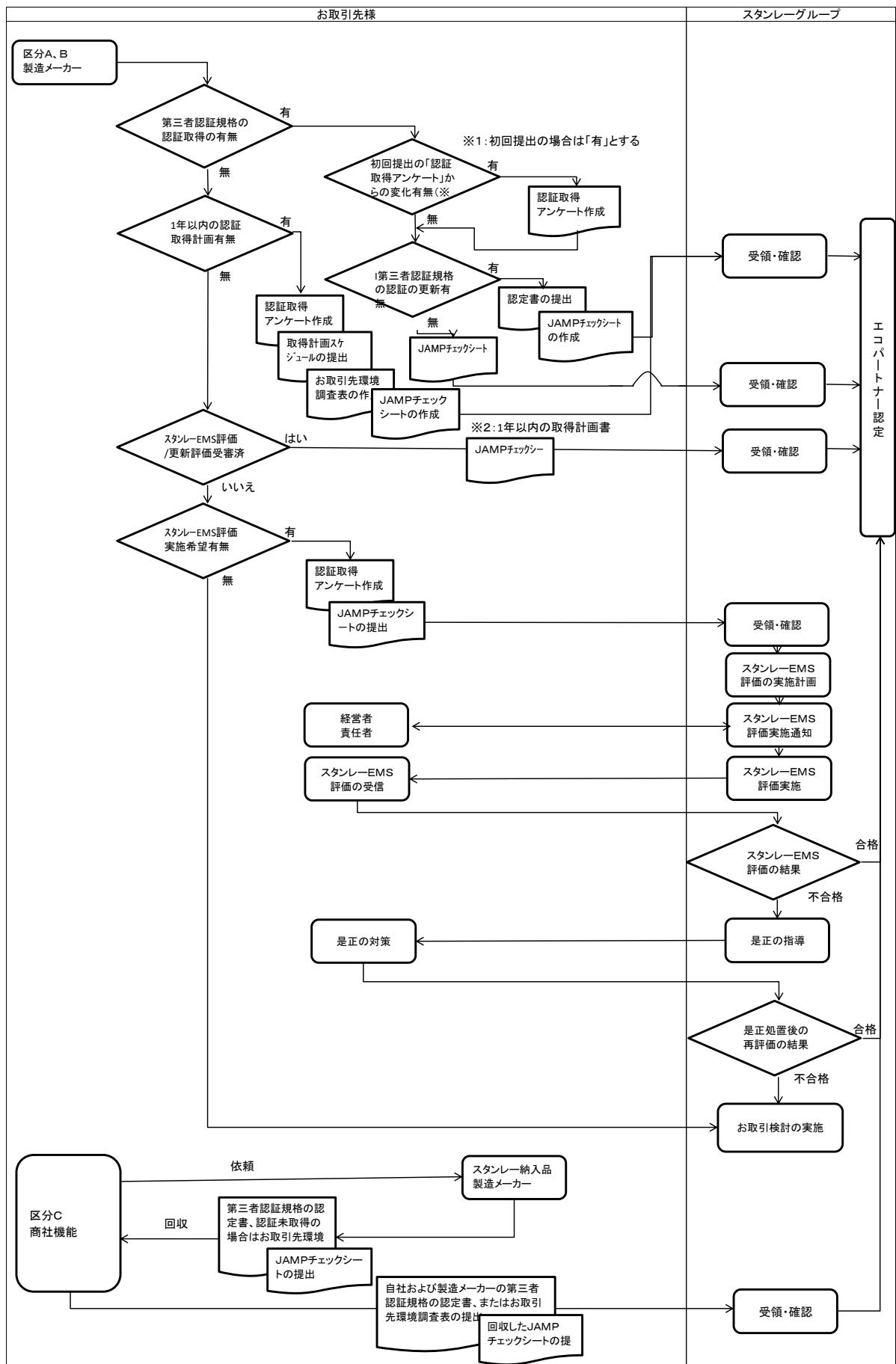


図2 環境マネジメントシステム展開フロー（エコパートナー認定の流れ）



(2) 「お取引先環境調査表」、「環境保護活動区分申請書および認証取得に関するアンケート」のご提出について

ご報告いただきました取組状況に合わせて「第三者認証機関の登録書および付属書のコピーまたは認証取得を証明する書類」「お取引先環境調査表」「環境保護活動区分申請書および認証取得に関するアンケート」のご提出を依頼させていただきます。
依頼内容に対し必ずご回答いただきますようお願いします。

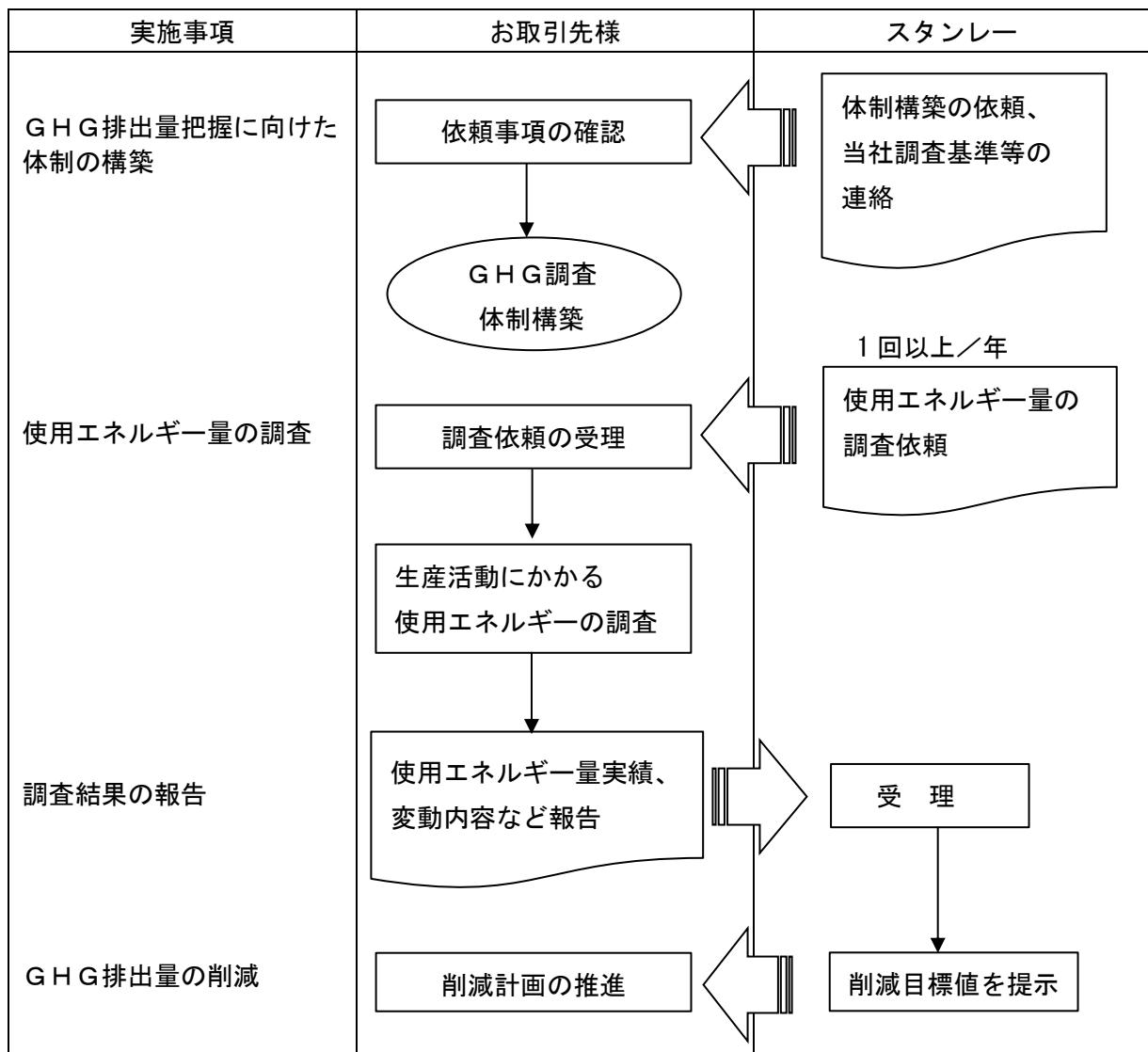
(対象のお取引先様へ依頼)

3) 温室効果ガス（GHG）排出量の把握・削減の取り組み推進のお願い

お取引先様は、GHG排出量を把握したうえで削減する取り組みの推進をお願いします。

取り組みについては、図3に基づいて進めてまいります。

«図3：GHG排出量の把握・削減の取り組みフロー»



(1) GHG排出量の把握および実績の報告

スタンレー指定の手法に対応できる体制構築とその手法に準拠した排出量の把握をお願いします。また排出量の実績報告については、エネルギー使用量、CO₂換算係数CO₂排出量から、単位当たりのCO₂排出量に換算した値（例えば；売上高金額当たり、生産重量当たり、加工数量当たり）のデータについてご提供をお願いします。ご報告にあたり当社より提出用ファイルを配布いたしますので、ご入力のうえご提出をお願いします。

(2) GHG排出量の削減

エネルギーの有効活用等、GHG排出量削減活動の推進をお願いします。

取り組み目標については、対象となるお取引先様と説明会等を通じて共有させていただきます。また、目標に対する削減計画・実績について、データのご提供をお願いします。温室効果ガス（Green House Gas）とは以下の通りです。

- ①CO₂（二酸化炭素）
- ②CH₄（メタン）
- ③N₂O（一酸化二窒素）
- ④HFC（ハイドロフルオロカーボン）
- ⑤PFC（パーフルオロカーボン類）
- ⑥SF₆（六フッ化硫黄）

4) 廃棄物発生量、水使用量削減の取り組み推進のお願い

当社は、工程や物流における、廃棄物、水のリサイクルや削減などに積極的に取り組んでいます。お取引先様の事業活動においても、行政、所属団体（工業会等）などの活動に順じた目標値を設定し、取り組んでください。

なお、廃棄物発生量、水使用量についても把握および実績の報告を今後お願いする場合があります。

5) 資源循環の取り組み推進のお願い

当社の製品仕様を決めるに当たって設計、開発部門からお取引先様へご相談させていただく場合がございます。お取引先様は、当社が推進する資源を有効活用する循環型モノづくりに貢献する資材をご提案いただき、採用の働きかけをお願いします。

なお、循環型モノづくりに貢献する資材とは、以下記載の通りです。

- ・投入資材の削減に寄与する資材
- ・再生資源の活用拡大に寄与する資材
- ・製品輸送の為の包装部材の削減に寄与する資材 等

6) その他のお願い事項

(1) 資料提出のお願い

表1の提出資料は、必ず該当の提出タイミングでご提出いただきますようお願いいたします。

なお、①③④⑥⑦の提出様式については、提出依頼時に当社より配布いたします。

(2) ご提供いただいた情報の取り扱い

ご提供いただいた情報は、当社内で共有し基本は外部に対して公表することはありません。

ただし、公表が必要な場合はご相談の上、対応させていただきます。

《表1 提出資料一覧》

取り組み項目	提出資料	提出タイミング				備考
		提出依頼時 (都度)	定期 (一回／三年)	新規取引開始時	S D S 改定時	
環境マネジメントシステムの構築	① 環境保護活動区分申請書および認証取得に関するアンケート			○		<ul style="list-style-type: none"> ・認証新規取得・失効の場合に提出 ・提出依頼時に当社が配布
	② 第三者認証機関の環境マネジメントシステム認証登録書の写し		○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステム認証取得済み取引先が対象
	③ EMS評価シート		○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・スタンレーEMS評価選択の取引先が対象 ・スタンレーグループ各社の評価担当者が最終判定
	④ お取引先環境調査表		○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・当社指定のEMS認証未取得の取引先を対象 ・提出依頼時に当社が配布
	⑤ SDSシート (安全データシート)	○			○	<ul style="list-style-type: none"> ・GHSおよび化管法(PRT法)に準拠した最新版
把握 G H G 削減	⑥ GHG排出量の実績データ	○				<ul style="list-style-type: none"> ・提出依頼時に提出用ファイルを当社が配布
その他	⑦品質および環境関係資料受領書 ・確認書			○		<ul style="list-style-type: none"> ・当社ホームページより、環境基本理念、環境方針、グリーン調達ガイドライン、製品化学物質管理基準書の確認を依頼

4. 製品化学物質管理の徹底のお願い

「スタンレー製品化学物質管理基準書」の遵守

- ・当社が調達する原材料、部品、製品（副資材を含む）、包装材に含有する化学物質、並びに製造段階で使用する化学物質については、別紙「スタンレー製品化学物質管理基準書」を遵守願います。

5. 改定履歴

版数	改定年月	主な改定内容
初版	2000 年 4 月 1 日	・新規制定
第 2 版	2005 年 4 月 1 日	
第 3 版	2009 年 8 月 1 日	
第 4 版	2010 年 9 月 1 日	・様式の追加 ・環境保全活動区分内容変更
第 5 版	2011 年 9 月 1 日	
第 6 版	2012 年 4 月 1 日	・「温室効果ガス（G H G）の排出量の把握・削減」追加
第 7 版	2013 月 9 月 1 日	・「環境基本理念」及び「環境方針」見直し
第 8 版	2015 年 4 月 1 日	・「旧グリーン調達ガイドライン付属資料」との統合化を実施。 (別表 1、様式 1、様式 2 の追加) ・用語の定義を追加 ・「ランク区分の名称及び区分の定義」変更 ・「製品含有化学物質情報の提出様式」変更に伴う記載の変更及び追加 ・「3) 变化点における情報の管理について」追加 ・「使用禁止物質の非含有証明書について」記載の変更 ・「製品含有化学物質調査フロー（4M変化時）図3」の追加 ・「資源循環の推進のお願い」の追加 ・「表3 提出資料一覧」の追加 ・「環境負荷物質管理基準」の更新 ・認可対象候補物質（SVHC）リストの削除 ・改定履歴の追加 等
第 9 版	2016 年 4 月 1 日	・環境負荷物質管理基準（別表 1～5）の改定 ・表-1 管理区分の定義の見直し ・製品含有化学物質情報の取り扱いについて記載追加 ・含有濃度の算出についての記載追加 ・「様式-1 使用禁止物質の非含有証明書」の改定
第 10 版	2017 年 6 月 1 日	・環境負荷物質管理基準（別表 1、2、4、5-2）の改定 ・「様式-1 使用禁止物質の非含有証明書」の改定
第 11 版	2018 年 9 月 3 日	・「2) 環境マネジメントシステム（EMS）構築のお願い」改定 ・「表2 製品含有化学物質情報の提出様式」改定 ・「表3 提出資料一覧」改定 ・「5) 廃棄物発生量、水使用量削減の取り組み推進のお願い」追加 ・環境負荷物質管理基準（別表 1、2、4、5-1）改定 ・「様式-1 使用禁止物質の非含有証明書」改定
第 12 版	2019 年 9 月 2 日	・製品化学物質管理に関する要求事項をグリーン調達ガイドラインから分離し、スタンレー製品化学物質管理基準書として制定 ・「表1 提出資料一覧の提出タイミング」改定
第 13 版	2020 年 9 月 22 日	・「2.3) 環境方針」改定 ・「3. お取引先様へのお願い事項 1) 当社の環境目標および要求事項へのご理解、ご協力のお願い」改定 ・「3. お取引先様へのお願い事項 2) 環境マネジメントシステム（EMS）構築のお願い」改定 ・「図1 環境保全活動区分選択ステップ」改定 ・「図2 環境マネジメントシステム展開フロー」改定 ・「3. お取引先様へのお願い事項 6) その他のお願い事項」改定 ・「表1 提出資料一覧」改定

第 14 版	2021 年 9 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境担当、購買担当取締役変更 ・「3. お取引先様へのお願い事項 3) 温室効果ガス（G H G）排出量の把握・削減の取り組み推進のお願い」改定 ・「3. お取引先様へのお願い事項 4) 廃棄物発生量、水使用量削減の取り組み推進のお願い」改定 ・「3. お取引先様へのお願い事項 6) その他のお願い事項」改定 ・「4. 製品化学物質管理の徹底のお願い」記載の変更 ・「表 1 提出資料一覧」改定
第 15 版	2022 年 12 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「1. はじめに」環境担当、購買担当取締役を執行役員統括部長に変更 ・「2. 当社の環境保護活動について」改定 ・「3. お取引先様へのお願い事項 2) 環境マネジメントシステム（E M S）構築のお願い」改定 ・「図 1 環境保全活動区分選択ステップ」改定 ・「図 2 環境マネジメントシステム展開フロー」改定 ・「3. お取引先様へのお願い事項 3) 温室効果ガス（G H G）排出量の把握・削減の取り組み推進のお願い」改定 ・「3. お取引先様へのお願い事項 4) 廃棄物発生量、水使用量削減の取り組み推進のお願い」改定 ・「表 1 提出資料一覧」改定
第 16 版	2023 年 12 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「はじめに」環境担当名、購買担当名の変更 ・「2. 適用範囲」の追加 ・«エコパートナー認定取得要領» 区分Bの内容変更

施行日：2023年 12月 25日

本書に関するお問い合わせ先は下記にお願いいたします。

スタンレー電気株式会社 経営管理部 カーボンニュートラル推進課

E-mail:green_jimukyoku@stanley.co.jp